

# 川根本町国土強靱化地域計画

令和4年3月

川 根 本 町

# ～ 目 次 ～

## 第1章 川根本町国土強靱化計画の基本的な考え方

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 国土強靱化の趣旨             | 1 |
| 2 国及び県における国土強靱化の取組     | 1 |
| 3 川根本町における国土強靱化の取組     | 1 |
| 4 基本理念                 | 2 |
| 5 基本目標                 | 2 |
| 6 基本目標達成のために事前に備えるべき目標 | 2 |
| 7 特に配慮すべき事項            | 3 |
| 8 対象とする災害              | 3 |
| 9 計画の位置付け              | 4 |
| 10 計画の期間               | 4 |

## 第2章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく重要課題

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| 1 事前に備えるべき目標に対する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 5 |
| 2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題                   | 8 |

## 第3章 計画の推進方針

|               |    |
|---------------|----|
| 1 施策の分野       | 11 |
| 2 施策分野ごとの推進方針 | 11 |
| 1 教育・文化       | 11 |
| 2 健康・福祉       | 12 |
| 3 生活環境・基盤整備   | 13 |
| 4 自然・環境・伝統    | 18 |
| 5 住民参加・行政運営   | 19 |
| 6 産業・労働       | 20 |

## 第4章 計画の推進

|             |    |
|-------------|----|
| 1 他の計画等の見直し | 22 |
| 2 本計画の見直し   | 22 |

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 3 | 具体的取組の推進  | 22 |
| 4 | プログラムの重点化 | 22 |

## 第5章 プログラム推進のための主要な取組

|                  |    |
|------------------|----|
| プログラム推進のための主要な取組 | 24 |
|------------------|----|

(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果

(別紙2) 重要プログラム推進のための主要な取組

## 第1章 川根本町国土強靱化計画の基本的な考え方

---

### 1 国土強靱化の趣旨

大規模災害から得られる教訓を踏まえ、災害が発生する都度、復旧・復興が長期にわたる事後の対応となることを避けるため、「防災」の範囲を超えた町政全般にわたる総合的なまちづくりへの対応を行うことが求められている。

近年、想定外とは言えなくなりつつある大規模な自然災害等の様々な危機を直視し、人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならないように迅速に回復するため、「強さとしなやかさ（強靱）」を備えたシステムを構築する。

### 2 国及び県における国土強靱化の取組

国は、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に対する施策を総合的・計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を平成25年12月に公布・施行し、「国土強靱化基本計画」を策定した。また、静岡県は、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の国土強靱化に先駆けた取組を改めて評価した上で、静岡県の国土強靱化のための施策の計画的な推進のために必要な内容を盛り込んだ「静岡県国土強靱化地域計画」を平成27年4月に策定した。

### 3 川根本町における国土強靱化の取組

川根本町では、「川根本町地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、「地震から命を守る」、「被災後の町民の生活を守る」、「迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる」の3つを基本目標に掲げ、地震対策をハード・ソフトの両面から充実・強化し、一人でも多くの町民の命を守るため、町の防災体制の強化や自主防災会の育成など地域の防災力の強化に取り組んできた。

これまでの取組を踏まえ、川根本町総合計画が目指す将来像実現のために、国の「国土強靱化基本計画」及び「静岡県国土強靱化地域計画」の観点から、防災・減災だけでなく、大規模災害発生後に伴う復旧・復興を見据えた川根本町の取組を体系化し、あらゆる災害が発生した場合でも、町民の生命・財産を守り、被害の最小化と迅速な回復を目指すことが必要であり、「川根本町国土強靱化地域計画」を策定する。

## 4 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害が発生した場合の復旧・復興を事前に見据え、防災・減災と地域の成長を両立させた地域づくりを進め、「豊かな自然、お茶と温泉に彩られただれもが安心して暮らせるふるさと」の実現に向けて、美しくしなやかな地域づくりを目指すものとする。

## 5 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとする。

## 6 基本目標達成のために事前に備えるべき目標

川根本町で起こりうる自然災害の特性等を考慮して、具体的に達成すべき目標を設定する。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命を最大限保護する。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後であっても、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生直後であっても、地域及び社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。
- (9) 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり。

## 7 特に配慮すべき事項

国土強靱化の基本目標達成のため、国の「国土強靱化基本計画」の基本的な方針及び「静岡県国土強靱化地域計画」の特に配慮すべき事項を踏まえ、また、川根本町で起こりうる自然災害の特性を考慮して、以下に配慮して、具体的な達成すべき目標を明らかにする。

### (1)複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進にあたっては、防災・減災の視点に加え、地域の成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点をもって取り組む。

### (2)良好な景観の保全と形成

施策推進にあたっては、川根本町の豊かで美しい自然の景観保全に配慮した公共施設の整備等を進める。

### (3)人材育成・活用

地域防災力の強化のために、災害発生時に自らの判断で的確な行動をとるための知識や技術を持った人材の育成・活用のほか、若い世代で地域防災の担い手となる人材の育成を推進する。

### (4)国、静岡県、近隣市町、関係団体等との連携

国土強靱化の効果的に進めるため、近隣の市町はもとより、国や県、関係団体等との十分な情報共有と連携を日頃から確保する。

### (5)地域コミュニティの育成・強化

川根本町の地理的条件等から災害発生後の対応で重要になるのは、「地域防災力の強化」であり、災害発生時に自らの判断で行動できる知識や技術を持つ人材、地域防災の担い手となる人材の育成や活用の推進が必要不可欠であり、それらの人材等を地域で共有できる仕組みづくりに取り組む必要がある。

### (6)静岡県の国土強靱化への貢献

静岡県の国土強靱化に果たす町の役割を念頭に、静岡県との連携を容易にする。

## 8 対象とする災害

起こる可能性が高いとされる「南海トラフ巨大地震」による災害や近年激甚化する洪水・土砂災害等の風水害といった大規模な自然災害を対象とする。

## 9 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法の規程に基づく国土強靱化地域計画として、川根本町における国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として定めるもので、川根本町の各種計画における国土強靱化に関連する事項の指針となるべきものであり、国及び県の国土強靱化との調和及び川根本町総合計画との整合性を図るものとする。

## 10 計画の期間

本計画の対象期間は、川根本町総合計画の後期基本計画と同様に、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までとする。また、国の「国土強靱化基本計画」や静岡県の「国土強靱化地域計画」等の動向も踏まえ、適宜見直しを行う。

## 第2章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく重要課題

### 1 事前に備えるべき目標に対する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画における4つの基本目標を達成するため、9項目の「事前に備えるべき目標」と、目標達成のために妨げとなる48の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定する。

#### (1) 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ一覧

| 事前に備えるべき目標                                               | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                                    |
|----------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命を最大限保護する                             | 1                      | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生                            |
|                                                          | 2                      | 台風や大雨等に伴う洪水による死傷者の発生                               |
|                                                          | 3                      | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                   |
|                                                          | 4                      | 避難行動が遅れたことによる多数の死傷者の発生                             |
|                                                          | 5                      | 地震等による大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生                         |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する | 1                      | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止             |
|                                                          | 2                      | 避難経路や緊急輸送路の寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生               |
|                                                          | 3                      | 警察、常備消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足                  |
|                                                          | 4                      | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶                         |
|                                                          | 5                      | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱                 |
|                                                          | 6                      | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺             |
|                                                          | 7                      | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                               |
|                                                          | 8                      | 避難生活における、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生         |
|                                                          | 9                      | 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態                 |
|                                                          | 10                     | 幹線道路や橋りょうの被災により復旧活動ができない事態                         |
|                                                          | 11                     | 被災住民等への支援不足による健康被害の発生                              |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する                           | 1                      | 防災拠点施設・車両等の被災による行政機能の低下（役場庁舎、防災倉庫、消防署、消防団施設等）      |
|                                                          | 2                      | 職員の被災による行政機能の大幅な低下                                 |
|                                                          | 3                      | 町有施設等の被災による行政機能の低下                                 |
|                                                          | 4                      | 防犯・治安機能の悪化による犯罪の発生                                 |
| 4 大規模自然災害発生直後であっても、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する              | 1                      | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                          |
|                                                          | 2                      | テレビ・ラジオ放送・電話・インターネット環境の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない      |
|                                                          | 3                      | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |

| 事前に備えるべき目標                                                   | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                                  |
|--------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------|
| 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない                           | 1                      | サプライチェーンの寸断等による事業所等の生産能力低下による経済活動の停滞             |
|                                                              | 2                      | 社会活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止                   |
|                                                              | 3                      | 主要産業施設の損壊、火災、爆発等                                 |
|                                                              | 4                      | 基幹的交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止                          |
|                                                              | 5                      | 食料等の安定供給の停滞                                      |
|                                                              | 6                      | 経済活動再開に必要な人材、再開資金の不足                             |
| 6 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 | 1                      | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの長期間の機能停止 |
|                                                              | 2                      | 上水道等の長期間にわたる供給停止                                 |
|                                                              | 3                      | 地域交通ネットワークが分断する事態                                |
|                                                              | 4                      | 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化                     |
|                                                              | 5                      | 防災インフラの長期にわたる機能不全                                |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                                      | 1                      | 風評被害等による地域経済等への甚大な影響                             |
|                                                              | 2                      | 大規模火災（住宅・林野火災等）による死傷者や資産喪失の発生                    |
|                                                              | 3                      | 地震、風水害等を起因とした大規模な土砂災害による死傷者の発生                   |
|                                                              | 4                      | 感染症の流行による多数の関連死の発生                               |
| 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域及び社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する        | 1                      | 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態         |
|                                                              | 2                      | 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした有形・無形の文化の衰退・喪失  |
|                                                              | 3                      | 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態                |
|                                                              | 4                      | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態       |
|                                                              | 5                      | 災害復興（道路啓開、住宅建設等）のための人材の不足により生活再建が大幅に遅れる事態        |
|                                                              | 6                      | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化による復旧・復興が大幅に遅れる事態               |
|                                                              | 7                      | 被災した住宅の被害調査や生活再建のための証明書等の発行業務の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態 |
| 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり                                  | 1                      | 企業・住民の流出等による地域活力の低下                              |
|                                                              | 2                      | 農地等の荒廃による災害リスクの助長                                |
|                                                              | 3                      | 空家や公共施設等の管理不足による災害リスクの助長                         |

## (2) 事前に備えるべき目標の時間軸上の整理

| 事前に備えるべき目標                                                   | 災害発生直後 | 応急対策 | 復旧 | 復興 |
|--------------------------------------------------------------|--------|------|----|----|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命を最大限保護する                                 |        |      |    |    |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する     |        |      |    |    |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する                               |        |      |    |    |
| 4 大規模自然災害発生直後であっても、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                  |        |      |    |    |
| 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない                           |        |      |    |    |
| 6 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 |        |      |    |    |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                                      |        |      |    |    |
| 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域及び社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する        |        |      |    |    |
| 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり                                  |        |      |    |    |

## 2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状の脆弱性を「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。

この中で、川根本町の災害特性等による課題や複数のプログラムに共通する課題など、施策を推進する上で特に配慮すべき重要な課題として、次の5つの項目を挙げる。

この5つの重要課題を念頭に、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

### (1)事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

大規模な災害が発生した場合には、地域の活力が低下することを防ぎ、大規模災害に係る復旧・復興段階を事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

川根本町は、町域が南北に約40キロメートルの細長い形状で、面積が約500平方キロメートルで、南北に流れる大井川、寸又川に沿った溪谷の川沿いに集落が点在し、町境界は山々に遮られており、防災・減災対策を最優先とし、南海トラフ巨大地震に伴う「静岡県第4次地震被害想定」を踏まえ、早期復旧の前提となる人的被害の最小化に加え、住居や生活道路などの被害を最小化するための施策を進める必要がある。

各家庭では、住宅の耐震化や耐震シェルターの設置推進のほか、住居内の家具の固定などを進める必要があり、地域においては、広域避難所や地域の災害対応の拠点となる集会所等の防災対策の強化や消防団及び自主防災会の活動資機材の整備及び人口減少に伴う空家対策などを重点的に進める必要がある。

災害発生時の住民の安全で迅速な避難や救助救援活動、復旧のための人、物、車両、情報等の円滑な流れを確保するため、町内の幹線道路や生活道路等の整備が求められている。

これらの施策は、平時における地域活性化に資するものでもあるため、防災・減災と地域の成長を両立させ、川根本町と静岡県、関係機関と連携した取組が必要である。

### (2)ハード対策とソフト対策の効果的な連携

近年、全国各地で地震災害のほか、台風や大雨等などの風水害による被害が頻発し、町民の災害に対する意識が高まっており、川根本町内では、大井川の増水による浸水被害のほか、大規模な土砂災害による被害が予想される。

大規模な災害に対しては、静岡県や近隣市町、関係機関等との連携を図り、防災対策に対するソフト・ハードの両面を合わせた防災・減災対策に取り組む必要がある。

このような課題に対しては、「川根本町地震・津波対策アクションプログラム 2013」

に基づき、地震対策等のハード・ソフト両面から可能な限り組み合わせる防災・減災対策の充実・強化を図っていくことが必要である。

具体的な対策としては、住民に避難行動を促すための情報伝達手段の確保に努める必要がある。また、地域の危険個所を示したハザードマップを活用した訓練や出前講座などの開催や学校での防災教育やそれぞれの地域の実情に合わせた防災訓練などを実施し、住民の防災意識や災害への対応力向上のための施策を推進する必要がある。

また、近年、台風の大規模化、短時間かつ局地的な豪雨、激しい雷による被害が頻発しており、これまで整備を進めてきた洪水や土砂災害等の被害防止のための設備等の維持と合わせて、新たな河川や洪水調整のための施設、土砂災害防止施設の確実な推進を図る必要がある。

### (3)超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、町民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」、自主防災組織を中心に地域住民や事業所、学校等が協力して取り組む「共助」が基本である。南海トラフ巨大地震等の超広域災害では、常備消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない状況となり、自衛隊や他の行政支援機関や民間団体による広域支援も、幹線道路等の被害により、到着の遅れなどが想定されることから、地域の自主防災組織や消防団等の地域防災力の一層の強化を図る必要がある。

特に、自主防災組織を中心とする地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上だけでなく、避難所や応急仮設住宅等でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることに寄与するものであり、住宅の耐震化や家具固定等の家庭内対策の促進に努めるとともに、避難所運営、集会所等を活動拠点とする救援体制の構築、自主防災組織の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、自主防災組織と消防団、民生委員や地域の各種活動団体等との連携・協働と合わせて地域防災の担い手となる人材の育成を推進する必要がある。

このため、平時からライフライン関係事業者や災害応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化し、事業所の防災・減災対策や事業継続計画の策定を促進する必要がある。

### (4)行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保

いかなる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などを高めても万全であるとは言い切れない。特に、山間地である川根本町にとって、行政、情報通信、エネルギー等の分野では、システム等が一旦途切れるとその影響は長期にわたって甚大なものとなることが想定される。このため、バックアップのための設備やシステム整備により代替性・多重性を確保する必要がある。

行政機能では、町の防災拠点施設のバックアップ機能の確保をはじめ、重要データ等のバックアップ体制の確保や業務継続計画の検証と見直しを必要に応じて行い、大

規模災害時に必要な業務体制を整備するとともに、業務継続に必要な非常電源及び燃料の確保、再生エネルギーの導入の検討を進める必要がある。

情報通信では、防災関係機関相互の通信ルートを確保するため、災害時に静岡県や関係機関と被害情報等を共有できる「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」を適切に管理・運用する必要がある。また、町民一人ひとりに対し、より迅速かつ確実に災害関連情報を伝達するため、川根本町独自に整備した情報告知端末機（かわねフォン）や屋外拡声子局に加え、災害情報共有システム（Ｌアラート）やエリアメール・緊急速報メール、総合防災アプリ「静岡県防災」などの情報伝達ツールの活用を推進すると共に、引き続き、情報インフラ等の環境の変化に応じたＳＮＳ等による双方向通信機能の活用や、自主防災組織の情報収集・伝達機能の強化等、効果的な情報伝達・情報手段の確保を図る必要がある。

## **(5)交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携**

静岡県の山間部に位置する川根本町と近隣の市町を結ぶ国・県道などの主要道は、大規模災害時における消防・警察・自衛隊等による救助・救急活動や支援物資等の輸送等の機能を担う「命の道」となることは言うまでもない。しかし、大規模災害が発生し、近隣市町と川根本町を結ぶ道路交通ネットワークが寸断した場合には、復旧にも相当の時間がかかることが予想され、すべての災害対応活動への影響が懸念されるため、主要道の安全性の確保、大規模災害発生時の早期復旧については、国及び静岡県と災害時における相互の連携を常に図っておく必要がある。

また、町道・林道・農道についても、点在する集落からの避難経路や支援物資を運搬する重要な輸送路になることが予想され、国・県道同様に住民の「命の道」となり、重要な役割を果たすことになるため、これらも含めた道路施設等の防災機能の強化を図り、整備等を推進が必要であり、これらの整備と合わせて、災害時の道路啓開を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している町内土木事業者等との連携強化が必要である。

また、陸路だけでなく、空路を活用した輸送手段の確保に努める必要がある。

## 第3章 計画の推進方針

---

### 1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定する。

- 1 教育・文化
- 2 健康・福祉
- 3 生活環境・基盤整備
- 4 自然・環境・伝統
- 5 住民参加・行政運営
- 6 産業・労働

### 2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び5つの重要な課題を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

#### 1 教育・文化

##### ○学校施設の耐震化及び防災機能の強化

大規模災害等が発生した場合の児童生徒や教職員の安全確保及び住民の指定広域避難所としての機能を発揮するため、学校施設の耐震化のための改築・改修や非常電源の確保など、防災上の機能充実を図る。また、大規模災害時に児童生徒や教職員が帰宅困難になる場合に備えて、食料等の備蓄を進める。

##### ○学校における防災教育の推進強化

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、児童生徒が自ら進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

児童生徒の安全行動を確保するため、学校基本計画に基づく年間を通じた防災訓練を実施するとともに、防災講座等の開催によりジュニア防災士の取得を推進する。

### ○防災訓練への参加促進

地域の防災訓練への参加を促進し、実施主体の自主防災会と町及び学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

### ○家庭や地域住民対象の防災講座の活性化

社会教育の一環として、町民のニーズに応じて、家庭や地域住民を対象とした防災講座の実施を推進する。

## 2 健康・福祉

### ○乳幼児施設の安全確保

町営及び民営の乳幼児施設に対して、乳幼児の安全確保のための体制づくりを強化し支援する。

### ○医療施設・社会福祉施設の防災機能の向上

医療施設・社会福祉施設の耐震化や災害時の電力供給の途絶に備えて非常電源装置等の設置を促進するなど、防災機能の向上を促進する。

### ○医療救護体制の整備

大規模災害時の孤立等に備えた重症患者等の広域搬送体制のほか、災害派遣チーム等の受け入れ体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する。

### ○感染症予防

感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

### ○福祉避難所の整備

社会福祉施設や宿泊施設を活用した、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を必要とする者の避難所設置を促進する。

### ○被災者の健康支援体制の整備

被災者の健康支援に対応するため、マニュアルの整備等を行う。

### 3 生活環境・基盤整備

#### ○住宅・建築物の耐震化

大規模災害時における住宅等の建物の倒壊による人的被害を軽減するため、「TOUKAI-0」総合支援事業により住宅等の耐震化を促進する。

#### ○空家対策

管理が不十分な老朽した空家について、倒壊等による被害を防ぐため、所有者に対する除却や適正な管理の啓発、指導などの空家対策を推進する。

#### ○緊急輸送路・避難路等の整備・耐震対策

災害時の住民の避難や救急・救命活動、支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、道路や街路の整備、橋梁や道路施設の長寿命化対策を巢視診する必要がある。また、避難路沿いの倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去を促進するとともに、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化も促進する。

#### ○被災建築物の安全確認

二次被害の防止のため、被災した建築物の応急危険度判定実施体制の整備を行う。

#### ○建設型応急住宅用地、被災者住宅の確保

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するなど、住居の供給体制を整備する。

#### ○災害時に迂回路や避難路となる農道、林道の整備改良

道路の防災対策及び周辺の治山対策を進め、災害時に迂回路や避難路となる農道や林道の整備改良を進め、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

#### ○道路啓開体制の整備

緊急輸送路や避難路の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携等により、大規模災害時の連絡体制、情報収集・共有体制など必要な体制整備を進める。

## ○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資輸送を迅速に行うため、災害時の応援協定等を締結する民間団体と定期的な確認を行い、必要に応じて協定内容について見直しを行う。

## ○水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道浄水施設、配水池、基幹道路の耐震化等を推進する。

## ○水道の断水に備えた給水体制の確保

配水池の耐震化、給水車や資機材の整備など、生活水の確保と応急給水体制の確保を推進する。

## ○災害廃棄物の処理体制の見直し

災害への対応力を高めるため、川根本町災害廃棄物処理計画の随時見直しを進める。

## ○動物愛護体制の整備

災害時の犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る。

## ○遺体の適切な対応

大規模災害が発生し、遺体の処置等について、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

## ○土砂災害防止施設の整備促進

町域の大半が山林を占め、国内有数の多雨地帯であることや、大井川や中小河川沿いに集落が点在していることなどから、大規模災害の二次被害として土砂災害のリスクがあることを踏まえ、土砂災害防止対策を着実に進める。

このため、地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を優先度をつけて着実に進める。

## ○土砂災害警戒区域の指定に伴う警戒避難体制等の整備

土砂災害警戒区域等の指定に伴う警戒体制の整備やハザードマップを活用した危険個所の点検、避難訓練等の実施などの対策を推進する。

## ○河川及び洪水調節施設等の整備

広域にわたり甚大な浸水被害が想定される国・県が管理する重要河川において、河道の拡幅や護岸改修などの予防型対策を促進し、町が管理する支川等について、浸水被害が想定される河川を優先して、予防型対策を計画的に推進する。

過去に浸水被害のあった河川や地域については、再び大きな被害を発生させないよう対策の重点化を図る。今後は、排水ポンプ場や雨水貯留施設の整備を進めるほか、森林や農地の保全など河川を管理する国や県、関係機関とともに総合的な治水対策を推進する。

## ○洪水ハザードマップを活用した水害図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、想定最大規模に対応した洪水ハザードマップの周知に努め、水害リスク情報提供のため、水害図上訓練等を実施し、地域の防災力向上を図る。

## ○消防施設・設備の充実、地域防災力の確保

大規模な住宅・林野火災等に備え、消防力を強化し、消防力を最大限に発揮して活動ができるよう、消防法設置基準や地域の特性に応じて、消火栓や耐震性防火水槽の整備を進める。

## ○消防団体制の整備、能力向上

少子高齢化や人口の減少に伴い地域の防災力低下が懸念される中、地域防災の中核組織である消防団の組織力を最大限発揮するため、消防団の組織再編を進め、大規模災害への対応能力向上を図るとともに、常備消防や自主防災会等との連携や消防車両、無線通信設備等の充実強化を図り、減少する消防団員の活動能力の向上を図る。

## ○広域的な消防・救急体制充実のための静岡市消防局との連携体制強化

消防救急業務の広域化の実効性を高めるため、大規模災害発生時の常備消防と消防団との連携強化について研究・検証を行う。

## ○各種計画・関連マニュアルの整備・検証

川根本町地域防災計画や水防計画等の策定の背景や検証に基づき計画的な修正を行う。

## ○災害対策本部機能等の緊急対応体制の充実強化

大規模災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に行うため、職員体制の整備のほか、関連資機材の整備を進める。

災害対応に当たる職員等に人的制約がある場合の災害対策本部の運営手法等について習熟を図り、役場庁舎が使用困難となった場合の体制づくりを検討する。

## ○災害情報収集・処理機能の強化

災害情報等を適時に収集するため、民間事業者等と連携した小型無人機「ドローン」の運用体制の構築を検討する。

## ○災害関連情報の伝達手段の強化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するための手段として導入している全国瞬時警報システム（Ｊアラート）のほか、住民への情報伝達手段として、屋外告知端末機による屋外拡声局に加え、ＦＵＪＩＳＡＮや総合防災アプリ「静岡県防災」などに備える住民等への伝達手段などの確実な運用に努める。

また、市町メール配信システムの整備を進めるほか、情報インフラ等の環境の変化に応じたＳＮＳ等による双方向通信機能の活用や、地域防災力見える化システムによる地域の自主防災組織における情報伝達・収集手段の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

## ○防災資機材等の着実な整備

町の被害想定に応じて、非常食・飲料水等の備蓄を計画的に進めるとともに、指定避難所の避難生活用資機材や救出・救助用資機材、水防用資機材の整備を進める。

## ○実践的な防災訓練の実施

年間を通じた計画的な実践的訓練を行い、災害対策本部要員の災害対応業務の習熟を図る。

## ○孤立を想定した通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の継続実施

道路の寸断等による集落の孤立を想定した通信手段の確保とともに、救助や物資輸送のためのヘリポート活用の検証と自主防災会及び職員等によるヘリコプター誘導訓練を継続して実施する。

## ○自主防災組織の機能充実

少子高齢化に伴い自主防災組織の機能維持が困難になりつつある状況に対応するため、地域の若者の活用や事業所・学校等との連携強化により、災害への対応力の向上を図る。

## ○地区（自主防災会）活動拠点の整備

地域の災害対応能力の向上を図るため、補助制度を活用した活動拠点の整備を推進する。

山地等の地区では、一時的な緊急避難場所としての機能を保持するため、非常電源・燃料や通信手段の確保、備蓄品の整備等を含めて整備することに努める。

## ○家具転倒防止等の家庭内対策の実施

家庭内の家具類の転倒等による被害を防止するため、家具類の固定事業などの家庭内対策の促進を図る。

## ○避難所運営体制の充実強化

大規模災害発生直後の避難者の受入れを確実にし、長期化する避難生活を継続するため、町指定避難所における住民・避難者自らが自主的かつ効果的に避難所運営ができる体制を整備する。

このため、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの見直しやマニュアルに基づく訓練の実施、防災連絡会議の場を通じて関係機関等との連携強化を図り、体制整備のための支援を行う。

また、自主防災組織の拠点となる地区集会所等を活用した自主防災会災害対策本部の開設運営のための自主防災会防災用資機材整備事業補助金を活用した防災資機材の整備を促進する。

## ○災害時の治安確保の仕組み構築

災害時の治安悪化による犯罪を抑えるため、警察及び地域と連携した体制を構築する。地域や避難所等で子どもや女性の安全確保を徹底する。

#### ○関係機関との連携による交通網断絶の回避

警察や道路管理者及び民間事業者との連携により、災害時に必要な交通手段を確保する。

#### ○災害時の治安維持体制の構築

災害時の治安悪化による犯罪を抑える治安の確保に向けて、警察及び地域との連携体制を構築する。

### 4 自然・環境・伝統

#### ○文化財の保護

大規模災害が発生した際の文化財被害を最小限に留めるため、耐震、防火対策を促進する。

#### ○土砂災害防止施設の整備促進

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、自治会等との協働により里山林の整備等を促進する。

#### ○自立・分散型のエネルギーシステムの推進

平時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、災害時の家庭や事業所等で必要な最低限のエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーの利用を促進する。

#### ○協働による森林の多面的機能の向上

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や地域の活性化を図るため、住民等と連携した森林整備・保全活動等を促進する。

## 5 住民参加・行政運営

### ○防災意識の向上

町民が、自分の住む地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌・告知端末機等を活用した啓発活動などを行い、防災意識の高揚を図る。

### ○地域の災害対応能力の向上

大規模な地震や局地的・短時間の豪雨に伴い激甚化する災害に直結する気象情報や町からの災害・避難情報の伝達が間に合わない場合でも、町民自らの判断により安全確保行動をとり、生命や財産を守ることができるよう、地域コミュニティを強化し、地域の災害対応能力を向上させる。

このため、出前講座や防災訓練等ではハザードマップを活用した訓練などを推進する。

### ○男女共同参画の視点による防災対策

地域防災対策では、男女双方の視点が重要であり、女性防災リーダーの育成を進め、自主防災会内で活躍できるよう、連携を強化する。

### ○地域の防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上など防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練や避難所運営ゲームなどを活用した訓練を実施することにより、学校や事業所などの地域防災活動への参加を促進する。

### ○業務継続に必要な体制整備

町の BCP の検証と見直しについて必要に応じて行い、業務継続のための体制を整備する。

### ○公共施設等の適正管理

災害時に拠点となる公共施設については、保全サイクルを構築し、計画的な修繕・更新を実施する。

## ○防災拠点となる公共施設の機能強化

防災拠点となる公共施設の耐震化や機能強化を図るとともに、公共施設での情報の取得が容易となるよう Wi-Fi 環境（公衆無線 LAN）の整備に努める。

## ○外国人に対する危機管理対策

外国人居住者については、言語や文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。このため、防災情報の多言語化ややさしい日本語による情報発信等により災害時のコミュニケーション支援を図る。

# 6 産業・労働

## ○農地等の地域資源の適切な保全管理

農地等の適切な保全管理を行うことが困難になっている地域が増加しており、災害時の被害拡大につながる恐れがあるため、地域の主体性を活かした集落組織等による保全管理を促進する。

## ○森林の多面的機能向上

森林の荒廃により山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域や林業事業体等と協力し、倒木・流木の防止を図る森林整備や保全活動、環境教育の推進を図る。

## ○商工会等の町内経済団体との協力体制構築

災害時に速やかに経済活動を再開できるよう商工会等と災害時の対策等について協議し、連携体制の構築を図る。

## ○事業所等における緊急物資の備蓄促進

大規模な災害時に、従業員等の帰宅困難者を発生させないため、利用者や従業員等を留めておくために必要な量の飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

## ○事業所における地震防災応急計画及び BCP 策定の促進

各事業所に対し、地震防災応急計画の策定を促進する。また、災害時の被災や生産力の低下を防ぐため、業務継続計画策定を促進する。

## ○緊急支援物資受入れ態勢の整備

緊急支援物資の受入れ態勢について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連絡体制の強化を図る。

## ○観光施設の安全確保体制の整備

災害時における観光客をはじめとする町内滞在者及び通過者の安全確保のため、観光施設の耐震化を促進するとともに、避難と併せて、安全な誘導体制の確保を図る。

## ○観光客への防災情報の提供体制整備

外国人を含む観光客などの町内滞在者への災害状況の情報収集手段として、Wi-Fi 環境（公衆無線 LAN）及び防災情報を提供する町ホームページへの誘導のための仕組みの整備を促進する。

## ○観光客（帰宅困難者）の避難体制確保

災害時に観光客をはじめとする帰宅困難者の一時的な避難場所を確保するとともに、一次避難所への誘導体制を構築する。

## 第4章 計画の推進

---

### 1 他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る川根本町の他の計画の指針となるものである。

川根本町における地域防災計画、公共施設整備等に関する計画のほか、国土強靱化に係る他の計画等を見直しする際には、本計画の内容に配慮するものとする。

### 2 本計画の見直し

本計画策定時の背景や前提となる事項が変化した場合、計画の進捗状況に応じて、5年ごとの見直し期間にかかわらず随時計画の見直しを行うこととする。

### 3 具体的取組の推進

本計画に基づく具体的取組については、川根本町地域防災計画、川根本町地震・津波対策アクションプログラム 2013 等の分野別の計画に基づき、計画的に推進するとともに、それぞれの計画において、進捗管理、評価等を行うものとする。

### 4 プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、緊急度、重要度、静岡県重点化すべきプログラムとの関係などから判断して、15 の重点化すべきプログラムを選定した。

**<重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態>**

|    | プログラムNo. | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                             |
|----|----------|----------------------------------------------------|
| 1  | 1-1      | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生                            |
| 2  | 1-2      | 台風や大雨等に伴う洪水による死傷者の発生                               |
| 3  | 1-5      | 地震等による大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生                         |
| 4  | 2-1      | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止             |
| 5  | 2-2      | 避難経路や緊急輸送路の寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生               |
| 6  | 2-3      | 警察、常備消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足                  |
| 7  | 2-6      | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺             |
| 8  | 2-9      | 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態                 |
| 9  | 3-1      | 防災拠点施設・車両等の被災による行政機能の低下（役場庁舎、防災倉庫、消防署、消防団施設等）      |
| 10 | 4-1      | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                          |
| 11 | 4-3      | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 12 | 5-4      | 基幹的交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止                            |
| 13 | 6-2      | 上水道等の長期間にわたる供給停止                                   |
| 14 | 8-6      | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化による復旧・復興が大幅に遅れる事態                 |
| 15 | 9-1      | 企業・住民の流出等による地域活力の低下                                |

## 第5章 プログラム推進のための主要な取組

---

川根本町として起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に基づき整理した「プログラムごとの脆弱性評価結果」の区分により、主要な取組を整理した。

取組内容は、川根本町地震対策アクションプログラム 2013（平成26年3月）、第2次川根本町総合計画前期基本計画及び関連計画に記載している事業を含み、本計画を通じた事業を別紙2の「プログラム推進のための主要な取組」として整理した。

（別紙1）プログラムごとの脆弱性評価結果

（別紙2）重要プログラム推進のための主要な取組